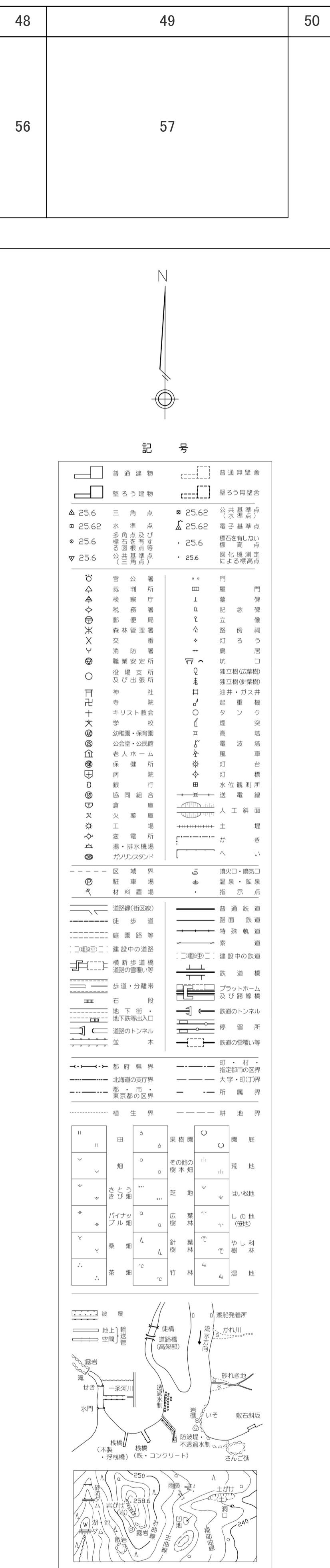


# 参考資料: 立地適正化計画(都市再生特別措置法)



(1) 本資料については、令和6年12月に作成したものです。  
 (2) 本資料の参照元データが古い場合等がありますので、最新情報は指定権者に必ず確認してください。  
 (3) 本資料は地図作成上の誤差が含まれています。



□ 都市機能誘導区域(居住誘導区域も含む)  
 ■ 居住誘導区域

《凡例》